

平成23年7月6日

伊勢市議会議長 宿 典 泰 様

議会改革特別委員会
委員長 中村豊治

議会改革特別委員会第2回中間報告書

本特別委員会に付託された事件について、平成22年12月定例会において中間報告を行いましたが、その後の調査活動及び調査結果を、伊勢市議会会議規則第46条第2項の規定により、下記のとおり中間報告いたします。

なお、本特別委員会において結論を得ました事項につきましては、これを実現されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 調査事件

議会基本条例の制定を含む議会改革に関する調査・研究

2 平成22年12月定例会で行った中間報告後の調査活動の経過（会議の開催年月日及び協議内容）

区分	開催期日	協議内容
第12回	平成22年12月24日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議でのパネル使用の規定（ルールの案について） (2) 議員間の自由討議 (3) 予算・決算委員会及び各派代表者会議の運用の改善
第13回	平成23年1月12日	具体的検討項目の検討 (1) 議員間の自由討議 (2) 議会ルールの確認 (3) 質疑・一般質問の発言通告のあり方
第14回	平成23年1月26日	1 具体的検討項目の検討 (1) 議員間の自由討議

		<p>(2) 政策討論</p> <p>(3) 議長の任期</p> <p>(4) 常任委員会等の任期</p> <p>2 先進地視察について</p>
一	平成23年2月8日 ・9日	<p>先進地視察</p> <p>視察先：埼玉県所沢市議会 東京都青梅市議会</p>
第15回	平成23年2月16日	<p>1 具体的検討項目の検討</p> <p>(1) 議長の任期</p> <p>(2) 常任委員会等の委員の任期</p> <p>2 先進地視察のまとめについて</p>
第16回	平成23年3月23日	<p>1 具体的検討項目で3月定例会から運用を開始したものについての振り返り</p> <p>(1) 対面方式</p> <p>(2) 一般質問の通告の時期</p> <p>(3) 本会議でのパネル使用の規定</p> <p>(4) 反問権</p> <p>(5) 質疑・一般質問の発言通告のあり方</p> <p>(6) 請願に係る意見書</p> <p>2 先進地視察のまとめについて</p> <p>3 具体的検討項目の検討</p> <p>(1) 議員定数と報酬に対する意識改革</p>
第17回	平成23年4月13日	<p>1 具体的検討項目で3月定例会から運用を開始したものについての振り返り</p> <p>(1) 請願に係る意見書</p> <p>2 「専門的知見の活用」及び「常任委員会等の参考人制度」について</p> <p>3 具体的検討項目の検討</p> <p>(1) 議員定数と報酬に対する意識改革</p> <p>4 伊勢市まちづくり市民会議自治と行政のしくみ分科会からの要請について</p>
一	平成23年4月22日	伊勢市まちづくり市民会議との懇談会
第18回	平成23年4月27日	<p>1 伊勢市まちづくり市民会議自治と行政のしくみ分科会との懇談を終えて</p> <p>2 具体的検討項目の検討</p> <p>(1) 研修の充実</p>

第19回	平成23年5月11日	1 伊勢市まちづくり市民会議自治と行政のしくみ分科会との懇談を終えて 2 具体的検討項目の検討 (1) 研修の充実
第20回	平成23年5月25日	1 議会改革特別委員会の取組の途中経過の報告 (意見交換) 2 具体的検討項目の検討 (1) 研修の充実
第21回	平成23年6月8日	1 具体的検討項目の検討 (1) 研修の充実 (2) 施策に対するチェック機能の強化 2 中間報告書のまとめについて
第22回	平成23年6月22日	1 具体的検討項目の検討 (1) 研修の充実 (2) 議案等についての議員の賛否の公表 2 中間報告書のまとめについて

3 調査の経過の概要

本特別委員会は、平成22年12月定例会で行った中間報告後、これまで第12回会議から第22回会議まで11回の会議と、所沢市議会と青梅市議会を訪問して先進地視察を、また、伊勢市まちづくり市民会議自治と行政のしくみ分科会からの要請に応じて伊勢市まちづくり市民会議との懇談会を行いました。

第12回以降の会議においては、具体的検討項目を1項目追加設定し、具体的検討項目の検討を進めましたほか、平成23年3月定例会から運用を開始したものについての振り返りということで、それぞれについて問題点はなかったかどうか等検証を行ったところでありまして、議会改革特別委員会の検討の状況及び結果並びに検証結果は、4のとおりです。

なお、具体的検討項目は、1項目追加設定したことにより、52項目となりました。(別紙)

今後は、引き続き残る具体的検討項目について検討を進めながら、「議会のあり方」及び「議会基本条例」について検討を行う予定です。

4 調査の結果（議会改革特別委員会の決定・確認事項）

(1) 本会議でのパネル使用の規定

パネルの使用について、使用の申出等の手続などに関して一定のルールを整備することとしておりましたが、その案を作成し、平成23年3月定例会から

運用を開始することとしました。

このルール案は、「伊勢市議会パネル等の取扱い要領」として、議長決裁を得て、現在、施行されているところです。

(2) 議員間の自由討議

これまで議会での議論は、議案の審議を含めそのほとんどが執行機関への質問に終始しており、議員間で議論をするということがほとんどなかったということを踏まえ、議員間で議論を尽くすため自由討議を行うようにすることとし、まずは常任委員会で取り組んでいくこととしました。

なお、自由討議の対象の設定方法、議論の進め方等については、今の段階ではルールづくり、制度設計を行わず、まずは各常任委員会に委ねて実施してもらうこととし、将来において各常任委員会での実施状況等を踏まえて検討していくこととしました。

(3) 予算・決算委員会及び各派代表者会議の運用の改善

少数会派の参画という観点から構成要件について協議を行いました。

- ・ 予算及び決算の特別委員会については、将来において予算及び決算の審査の方法を検討することとしていることから、当面は現行の委員の人数配分の方法（全会派によるドント方式で配分）を継続することとしました。
- ・ 各派代表者会議については、現行（3名以上の会派とし、2名以下の会派はオブザーバー参加とする。）を継続することとしました。

(4) 議会ルールの確認

会議規則、申し合わせ事項等について、不備な点等が生じた場合には、適宜、議論を行っていくこととしました。

(5) 政策討論

(2)の議員間の自由討議と関連することから、各常任委員会での自由討議の実施状況等を踏まえて、将来において対象の設定方法、議論の進め方等について検討することとしました。

(6) 議長の任期

- ・ 正副議長の任期については、協議をしましたが、結論が出ず、この件については、いったん保留としました。
- ・ 議選の監査委員の任期については、慣例により1年交代となっているところ、監査委員の職務や職責から議員活動に対して一定の制約がかかってしまうということを考慮し、現行を継続することとしました。

(7) 常任委員会等の委員の任期

- ・ 常任委員会の委員の任期については、常任委員会の機能強化を図っていく観点から任期を複数年とするべきではないかとの意見、複数年にすると他の常任委員会にも所属して他の政策分野での経験も積みたいと考えている議員にとっては支障となってしまうのではないかとの意見があり、協議の

結果、伊勢市議会においては同じ常任委員会の委員に再任されることができる運用としていることから、現行の1年を継続することとしました。

- ・ 議会運営委員会の委員の任期については、正副議長の任期についての検討を保留したことから、関連性を考慮して、この件についても、いったん保留としました。

(8) 質疑・一般質問の発言通告のあり方

- ・ 「議会運営に関するここと」の18番目の具体的検討項目として設定することとしました。(具体的検討項目の項目数 51項目→52項目)
- ・ 発言通告書に記載する内容については、何を聞きたいのかが明確にわかるよう具体的に書くことを確認しました。

なお、発言通告書の記載例を作成することとし、議会運営委員会で作成・決定していただきました。

(9) 議員定数と報酬に対する意識改革

議会の役割、仕事とは何か、議員はどうあるべきかということを認識し、自らの資質向上を図っていくこと、そして、市民に、議会活動や議員活動が見えるようにしていく、伝える努力をしていくことが大切であるとの認識に立って、議会改革の取組を進めていくことを確認しました。

(10) 研修の充実

- ・ 研修の目的、意義等

議会における研修は、議会や議員に求められる機能を正しく發揮し、その役割を果たすため、また、議員倫理の向上を図るため、「議員一人ひとりの資質の向上」と「議会全体の水準の向上」を目的として実施するものであることを確認しました。

また、単に研修を受けただけに終わらないようにするための方策として、

- ① 議員一人ひとりが研修の目的・意義を理解し、学んだことを生かそうとする努力をしていくこと、
- ② 二元代表制といいながらも情報量や支援する職員数などが首長と議会では大きな違いがあるという現状をしっかりと認識し、研修に取り組むことが重要であることを確認するとともに、他の議員を対象に研修の報告会を実施するなど、研修の効果をアップさせていく工夫を講じていくべきとの結論になりました。

- ・ 研修の科目及び実施方法

今後の伊勢市議会において実施していく研修の科目や実施方法としては、次のような科目や実施方法が考えられますが、今後、どのように実施していくかということについては、全体研修等を年2回程度は実施する方向とし、その企画や実施は議長において進めてもらうこととしました。

(研修科目)

- ①議会運営
 - ②地方自治制度
 - ③政策課題
 - ④スキルアップ（政策立案能力、監視能力）
 - ⑤議員倫理
- (実施方法)
- ①全体研修
 - … 議会全体（全議員を対象）で研修会を実施
 - ②委員会研修
 - … 委員会単位で所管事項に関して、所属委員を対象に研修会を実施
 - ③派遣研修
 - … 議員を研修機関に派遣して実施する研修
 - ④個人学習
 - … 議員個人がセミナーや研修会に参加したり、書籍等で学習する。
 - ⑤会派研修（会派が主催）
 - … 会派でセミナーや研修会に参加したり、外部講師を招くなどして実施する研修

(11) 議案等についての議員の賛否の公表

具体的検討項目「議場の投票機能の活用」の検討（第10回会議（平成22年11月25日開催））において、関連事項として、定例会や臨時会の審議結果について議員の賛否を公表していくことを決定し、公表の方法等の詳細については今後検討予定していましたが、「いせ市議会だより」による公表を平成23年6月定例会分から先行して実施していくこととしました。

(12) 具体的検討項目で3月定例会から運用を開始したものについての検証結果

ア 対面方式

質問席で答弁を聞いている時の椅子席から発言する位置まで移動するのに若干の時間があることから、市長等の答弁後すぐに発言できるようにしたほうがよいのではないかとの意見があり、この点は工夫をしたほうがよいとの認識になりましたが、当面は現在の形で継続していくこととしました。

イ 一般質問の通告の時期

問題点はないことから、継続していくこととしました。

ウ 本会議でのパネル使用の規定

やはり議会は口頭による議論が原則であることから、できる限り使用を控えていくことを確認しました。

なお、パネルの大きさについては、A1サイズまでとすることとしました。

エ 反問権

質問の趣旨確認でない場合の反問について、

- ① 前提として、まず議員から質問があって、それに対する答弁を執行機関側がきちんとすること、
 - ② その上で、当該質問の内容に関して執行機関側が反問するべきであること
- を確認しました。

才 質疑・一般質問の発言通告のあり方

平成23年3月定例会での質問者が提出した発言通告書の記載内容は、おおむね記載例に準じた形で書かれていたことを確認し、継続していくこととしました。

なお、質疑と一般質問との違いを正しく認識していない事例等が見受けられたことから、議員各自がきちんと認識し、注意するべきであるとの意見がありました。

カ 請願に係る意見書

国への意見書の提出を求める請願が議会に提出された場合にその意見書案の作成と議案提出を所管の常任委員会で行うことについて、その運用方法を常任委員会の採決結果に応じ次のとおり決定しました。

(ア) 全会一致の場合

所管の常任委員会で意見書案を作成し、議案提出は委員会提案とする。

(イ) 多数決の場合

所管の常任委員会で意見書案を作成するが、議案提出は賛成委員により議員提案とする。

議会改革特別委員会

委員名簿

区分	氏 名	会派名
委員長	中村 豊治	会派・創造
副委員長	品川 幸久	新風いせ
委員	辻 孝記	公明党
委員	吉岡 勝裕	明勢会
委員	黒木 駒代春	日本共产党
委員	西山 則夫	新政いせ
委員	浜口 和久	未来
委員	中山 裕司	高志会